事業譲渡基本合意書

　株式会社××（以下「甲」という。）と有限会社○○（以下「乙」という。）は、乙の事業の一部を甲に譲渡する件（以下「本件譲渡」という。）について、以下の通り基本合意した。

第１条（事業譲渡）

甲は、乙の事業の一部である一般建設業（以下「本件事業」という。）を譲り受ける意向を表明し、乙はこれを承諾した。

　２　　甲及び乙は、平成○○年×月△日までに事業譲渡契約（以下「最終契約」という。）を締結することに合意した。なお、事業譲渡日については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

第２条（譲渡条件）

　　　　甲は乙に対し、本件譲渡の対価として、金１５００万円（以下「譲渡金」という。）を支払うものとする。譲渡金の具体的な支払方法は、甲乙協議のうえ決定する。

　２　　甲は、乙の従業員かつ技術職員名簿に記載のある者について、その半数以上を雇用する。

第３条（債務弁済・保証）

　　　　乙は甲に対し、本件事業で残存する債務は譲渡金で全額弁済することを約し、譲渡金を超える債務はないことを保証する。

　２　　乙は甲に対し、前項の債務が、債権者その他第三者からのクレーム、意義、訴訟等を受けていないことを保証する。

第４条（清算条項）

　　　　甲及び乙は、譲渡金のほかには、名義の如何を問わず、相互に何らの債権債務のないことを確認する。

第５条（善管義務）

　　　　甲は、最終契約まで以下の行為を行わないものとする。

1. 本件事業の価値を減少させる可能性のある行為
2. 本件事業に関し負債を増加させる可能性のある行為
3. 定款の変更

第６条（失効）

　　　　第１条第２項の期日までに最終契約が締結できない場合は、本合意書は失効する。

　２　　本合意書の失効が、一方の故意または過失による場合は、相手方はその賠償を請求することができる。ただし、賠償額は譲渡金の２０％を上限とする。

第７条（誠実義務・協議事項）

　　　　甲及び乙は、本件譲渡に関して最終契約を締結すべく誠実に努力するものとする。

　２　　本合意書に定めの無い事項については、甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。

以上

本合意の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　年　月　日

　　　　　　　　甲

　　　　　　　　乙